

<h1>静岡市報</h1>	No. 177
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

**規 則**

○静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 3

**上下水道局管理規程**

○静岡市水道事業及び下水道事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・ 10

**訓 令**

○静岡市職員服務規程の一部改正・・・・・・・・・・ 12

○静岡市職員出勤簿整理規程の一部改正・・・・・・・・・・ 13

○静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第5条第6項の規定による休憩時間の短縮に係る請求等の手続に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・ 17

**議会告示**

○政治倫理の確立のための静岡市議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程・・・・・・・・ 19

# 規 則

## 静岡市規則第68号

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年12月28日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則  
(静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成15年静岡市規則第24号）の一部を次のように改正する。

「	「
<u>所属</u>	所属
様式第1号中 <u>職名</u>	を 職名
<u>氏名</u> _____ ㊞	氏名
」	」
	に改め、同

様式（注）に次のように加える。

9 請求者氏名欄には、請求者が署名し、又は記名押印すること。ただし、この請求書を電子的に処理する場合は、記名すること。

10 この請求書を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができる。

「	「
<u>所属</u>	所属
様式第2号中 <u>職名</u>	を 職名
<u>氏名</u> _____ ㊞	氏名
」	」
	に改め、同

様式に（注）として次のように加える。

（注）

1 氏名欄には、届出者が署名し、又は記名押印すること。ただし、この届を電子的に処理する場合は、記名すること。

2 この届を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができる。

(静岡市職員の修学部分休業に関する規則の一部改正)

第2条 静岡市職員の修学部分休業に関する規則（平成22年静岡市規則第40号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）5に次のただし書を加える。

ただし、この申請書を電子的に処理する場合は、記名すること。

様式第1号（注）に次のように加える。

6 この申請書を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができる。

様式第2号（注）2に次のただし書を加える。

ただし、この届出書を電子的に処理する場合は、記名すること。

様式第2号（注）に次のように加える。

3 この届出書を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができる。

様式第3号（注）2に次のただし書を加える。

ただし、この報告書を電子的に処理する場合は、記名すること。

様式第3号（注）に次のように加える。

3 この報告書を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができる。

（静岡市職員の自己啓発等休業に関する規則の一部改正）

第3条 静岡市職員の自己啓発等休業に関する規則（平成22年静岡市規則第39号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）7に次のただし書を加える。

ただし、この申請書を電子的に処理する場合は、記名すること。

様式第1号（注）に次のように加える。

8 この申請書を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができる。

様式第2号（注）3に次のただし書を加える。

ただし、この報告書を電子的に処理する場合は、記名すること。

様式第2号（注）に次のように加える。

4 この報告書を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができる。

（静岡市職員の配偶者同行休業に関する規則の一部改正）

第4条 静岡市職員の配偶者同行休業に関する規則（平成29年静岡市規則第24号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）6に次のただし書を加える。

ただし、この申請書を電子的に処理する場合は、記名すること。

様式第1号（注）に次のように加える。

7 この申請書を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができる。

様式第2号（注）2に次のただし書を加える。

ただし、この届出書を電子的に処理する場合は、記名すること。

様式第2号（注）に次のように加える。

3 この届出書を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができる。

（静岡市職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第5条 静岡市職員の育児休業等に関する規則（平成15年静岡市規則第26号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）8に次のただし書を加える。

ただし、この請求書を電子的に処理する場合は、記名すること。

様式第1号（注）に次のように加える。

9 この請求書を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができる。

様式第2号（注）6に次のただし書を加える。

ただし、この計画書を電子的に処理する場合は、記名すること。

様式第2号（注）に次のように加える。

7 この計画書を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができる。

様式第3号（注）2に次のただし書を加える。

ただし、この届を電子的に処理する場合は、記名すること。

様式第3号（注）に次のように加える。

3 この届を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができる。

様式第4号（注）6に次のただし書を加える。

ただし、この請求書を電子的に処理する場合は、記名すること。

様式第4号(注)に次のように加える。

- 7 この請求書を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができる。

様式第5号(注)3に次のただし書を加える。

ただし、この請求書を電子的に処理する場合は、記名すること。

様式第5号(注)に次のように加える。

- 4 この請求書を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができる。

様式第6号(注)2に次のただし書を加える。

ただし、この報告書を電子的に処理する場合は、記名すること。

様式第6号(注)に次のように加える。

- 3 この報告書を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができる。

(静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 静岡市職員の給与に関する条例施行規則(平成15年静岡市規則第32号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)2に次のただし書を加える。

ただし、この届を電子的に処理する場合は、記名すること。

様式第1号(注)に次のように加える。

- 3 この届を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができる。

様式第2号(裏)備考1中「「時間外(休日)勤務命令簿」及び「時間外(休日)勤務記録簿」を「命令簿及び記録簿」に改め、同備考2中「「時間外(休日)勤務命令簿」を「命令簿」に、「「時間外(休日)勤務記録簿」を「記録簿」に改め、同備考5中「「時間外(休日)勤務記録簿」を「記録簿」に改め、同5(1)に次のただし書を加える。

ただし、この記録簿を電子的に処理する場合は、記名すること。

様式第2号(裏)備考に次のように加える。

- 6 この命令簿及び記録簿を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができる。

様式第3号備考に次のように加える。

- 5 この記録簿を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができます。

(静岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第7条 静岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成15年静岡市規則第35号）の一部を次のように改正する。

別記様式備考6中「押印して」を「記名押印して」に改め、同6に次のただし書を加える。

ただし、この実績簿を電子的に処理する場合は、記名してください。

別記様式備考に次のように加える。

7 この実績簿を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができます。

(静岡市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第8条 静岡市職員の特殊勤務手当に関する規則（平成19年静岡市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別記様式（注）2に次のただし書を加える。

ただし、この実績簿を電子的に処理する場合は、記名すること。

別記様式（注）に次のように加える。

5 この実績簿を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができる。

(静岡市職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第9条 静岡市職員の通勤手当に関する規則（平成15年静岡市規則第37号）の一部を次のように改正する。

別記様式その1（表）（注）2に次のただし書を加える。

ただし、この届出書を電子的に処理する場合は、記名してください。

別記様式その1（表）（注）に次のように加える。

4 この届出書を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができます。

別記様式その2（表）（注）2に次のただし書を加える。

ただし、この届出書を電子的に処理する場合は、記名してください。

別記様式その2（表）（注）に次のように加える。

3 この届出書を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができます。

(静岡市職員の住居手当に関する規則の一部改正)

第10条 静岡市職員の住居手当に関する規則（平成15年静岡市規則第39号）の一部を次のよう

に改正する。

別記様式（表）（注）2に次のただし書を加える。

ただし、この届を電子的に処理する場合は、記名すること。

別記様式（表）（注）に次のように加える。

3 この届を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができる。  
（静岡市職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正）

第11条 静岡市職員の単身赴任手当に関する規則（平成15年静岡市規則第40号）の一部を次のように改正する。

別記様式（表）（注）を次のように改める。

（注）

- 1 氏名欄には、届出者が署名し、又は記名押印してください。ただし、この届出書を電子的に処理する場合は、記名してください。
- 2 この届出書を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができます。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。



# 上下水道局管理規程

## 静岡市上下水道局管理規程第1号

静岡市水道事業及び下水道事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成30年1月12日

静岡市公営企業管理者 大石清仁

静岡市水道事業及び下水道事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程の一部を改正する規程

静岡市水道事業及び下水道事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程（平成15年静岡市企業局管理規程第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の前の見出しを削り、同条の見出しとして「(使用料の額)」を付する。

第3条に見出しとして「(使用料の納付)」を付し、同条ただし書を次のように改める。

ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、使用期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに徴収する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

訓 令

## 静岡市訓令第15号

各局

各区役所

静岡市職員服務規程（平成15年静岡市訓令第20号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月28日

静岡市長 田 辺 信 宏

第5条第1項中「出勤するとともに、自ら出勤簿に押印してから事務に服さなければ」を「出勤しなければ」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 職員（その出勤簿が電子的に処理される職員を除く。）は、自ら出勤簿に押印してから事務に服さなければならない。

第8条第1項中「離れてはならない。また、執務の場所を」を「離れることなく、必要により」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。

## 静岡市訓令第16号

各局

各区役所

静岡市職員出勤簿整理規程（平成15年静岡市訓令第21号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月28日

静岡市長 田 辺 信 宏

第4条第1項中「出勤簿」の次に「(電子的処理によらないものに限る。)」を加え、同条第2項中「ないもの」の次に「(電子的に処理する場合は、出勤のないもの)」を加え、同項第1号ウ中「記名押印した」の次に「(電子的に処理する場合は、記名した)」を加え、同号エ中「記名押印して」の次に「(電子的に処理する場合は、記名して)」を加え、同号オ中「出勤簿」の次に「(電子的処理によらないものに限る。)」を加え、同項第2号イを次のように改める。

イ 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成15年静岡市規則第24号。以下「規則」という。）第24条第1項第1号に規定する公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による病気休暇 「公傷」

第4条第2項第2号ウ及びエを削り、同号オ中「第24条第1項」を「第24条第1項第2号」に、「病気休暇のうちウ及びエ以外のもの」を「負傷又は疾病による病気休暇」に改め、同オを同号ウとし、同号カ中「別表第2第6号」を「規則別表第2第6号」に改め、「産前休暇」の次に「及び同表第7号に規定する産後休暇」を加え、「産前」を「産休」に改め、同カを同号エとし、同号キを削り、同号ク中「別表第2第13号」を「規則別表第2第13号」に改め、同クを同号オとし、同号ケ中「別表第2」を「規則別表第2」に、「カ、キ、ク」を「エ及びオ」に改め、同号中ケをカとし、コからシまでをキからケまでとし、同項第3号ウ中「出勤簿」の次に「(電子的処理によらないものに限る。)」を加え、同項第4号中ケを削り、カからクまでをキからケまでとし、オの次に次のように加える。

カ 静岡市職員の分限に関する条例（平成15年静岡市条例第28号）第2条第2号に規定する教育を受けるために休職を命じられた場合 「教育」

第4条第2項第4号サ中「指定」を「週休」に改め、同号シ中「振替」を「週振」に改め、同号スからソまでを次のように改める。

ス 週休日を振り替えて全日勤務することとした日 「週出」

セ 半日勤務時間の割振り変更により振り替えられた日 「半振」

ソ 半日勤務時間の割振り変更により半日勤務することとした日 「半出」

第4条第2項第4号に次のように加える。

タ 条例第11条第1項に規定する代休日 「代休」

チ 条例第11条第1項に規定する代休日を指定して休日に勤務した日 「代出」

様式第1号（注）2に次のただし書を加える。

ただし、外勤簿を電子的に処理する場合は、記名してください。

様式第1号（注）に次のように加える。

3 外勤簿を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができます。

様式第2号（注）を次のように改める。

（注）

- 1 遅参者及び早退者の氏名欄には、遅参者又は早退者が署名し、又は記名押印してください。ただし、遅参早退簿を電子的に処理する場合は、記名してください。
- 2 遅参早退簿を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができます。

様式第3号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第4号(注)1中「請求者氏名欄」を「氏名欄」に改め、同1に次のただし書を加える。

ただし、この書類を電子的に処理する場合は、記名してください。

様式第4号(注)2中「記入する」を「記入してください」に改め、同(注)に次のように加える。

3 この書類を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができません。

様式第6号(注)2に次のただし書を加える。

ただし、この請求書を電子的に処理する場合は、記名してください。

様式第6号(注)に次のように加える。

3 この請求書を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができません。

様式第7号(注)2に次のただし書を加える。

ただし、この請求書を電子的に処理する場合は、記名してください。

様式第7号(注)に次のように加える。

3 この請求書を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができません。

様式第8号(注)を次のように改める。

(注)

1 届出者氏名欄には、届出者が署名し、又は記名押印してください。ただし、この届を電子的に処理する場合は、記名してください。

2 この届を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができます。

様式第9号(注)を次のように改める。

(注)

1 申出者氏名欄には、申出者が署名し、又は記名押印してください。ただし、この申出書を電子的に処理する場合は、記名してください。

2 この申出書を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができます。

附 則

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。



## 静岡市訓令第17号

各局

各区役所

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第5条第6項の規定による休憩時間の短縮に係る請求等の手続に関する規程（平成21年静岡市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月28日

静岡市長 田 辺 信 宏

別記様式（注）を次のように改める。

（注）

- 1 氏名欄には、請求者が署名し、又は記名押印してください。ただし、この請求書を電子的に処理する場合は、記名してください。
- 2 この請求書を電子的に処理する場合は、この様式を適宜調整して使用することができます。

附 則

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。

# 議会告示

## 静岡市議会告示第2号

政治倫理の確立のための静岡市議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成17年静岡市議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月27日

静岡市議会議長 井上恒彌

## 様式第3号中

「	株式等の事業・譲渡・雑所得			を
	上場株式等の配当所得			
」				

「	一般株式等の事業・譲渡・雑所得			に
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得			
	上場株式等の利子・配当所得			
」				

改める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。